

知らないと損をする！ 保険金等、受取にかかる税金

死亡保険金

契約者と被保険者が同一

受取人が**相続人**

相続税

契約者と被保険者が異なる

受取人が**相続人以外**

相続税 非課税適用なし

受取人が**契約者**

所得税（一時所得）

受取人が**契約者以外**

贈与税

1000万円の死亡保険金とする。家族が4人で、払い込み保険料は150万円の場合。
計算方法

死亡保険金の非課税財産 = 500万円 × 法定相続人数
500万円 × 3人（相続人） = 1,500万円まで非課税

相続人以外は非課税特典なしのため1000万円に相続税がかかる。

一時所得 (死亡保険金 - 正味払込保険料 - 特別控除) × 1/2
(1000万円 - 150万円 - 50万円(特別控除)) × 1/2 = 400万円に所得税

贈与税の課税対象額 = 贈与額 - 基礎控除
1000万円 - 110万円(基礎控除) = 880万円に贈与税

満期保険金

契約者と受取人が同一

金融類似商品(一時払い)

20%源泉徴収分離課税

金融類似商品以外

所得税（一時所得）

契約者と受取人が異なる

贈与税

解約払戻金

金融類似商品(一時払い)

20%源泉徴収分離課税

金融類似商品以外

所得税（一時所得）

子供の保険の祝金

受取人が**契約者**

所得税（一時所得）

受取人が**契約者以外**

贈与税

個人年金

受取人が**契約者**

所得税（雑所得）

受取人が**契約者以外**

年金開始時に贈与税
受取年金に所得税(雑所得)

入院給付金
手術給付金
通院給付金
リビング・ニーズ
特約保険金
三大疾病保険金
高度傷害保険金



家族生活保障特約年金

契約者と被保険者が同一かつ
受取人が相続人

年金受給権に相続税
受取年金に所得税(雑所得)

家族生活保障特約一時金

契約者と被保険者が同一かつ
受取人が相続人

相続税

非課税

被保険者本人および、被保険者の配偶者や直系血族あるいは生計を同一にするその他の親族が受け取る場合

個人年金の雑所得金額の計算方法

雑所得の金額 = その年に受ける年金額 - 必要経費
必要経費 = (基本年金額 + 増額年金額) × 必要経費率
必要経費率 = (既払込保険料合計 / 年金の支払い総額またはその見込額)

年金の支払い総額またはその見込み額
確定年金 年間支払総額 = 年金年額 × 支払期間
保障期間付終身年金 年金支払総額の見込み額 = 年金年額 × 余命年数と保障期間年数のいずれか長い方

年金受給権の評価額

確定年金の場合
年金受給権の評価額 = 残存期間に受け取るべき年金の総額 × 残存期間に応じた割合

終身年金の場合
年金受給権の評価額 = 1年間に受けるべき金額 × 権利取得時の被保険者の年齢に応じた割合

残存期間に応じて定められている割合

残存期間	割合
5年以下	70/100
5年超 10年以下	60/100
10年超 15年以下	50/100
15年超 20年以下	40/100
25年超 35年以下	30/100
35年超	20/100

権利の取得時の被保険者の連例に応じて定められる割合

被保険者の年齢	割合
25歳以下	11倍
25歳超 40歳超	8倍
40歳超 50歳超	6倍
50歳超 60歳超	4倍
60歳超 70歳超	2倍
70歳超	1倍